

令和5年度 第7回山北町農業委員会総会 会議録					
召集年月日	令和5年10月25日(水)				
召集場所	山北町役場防災対策室				
開・閉会日時	開会	令和5年10月25日 午前9時30分			
	閉会	令和5年10月25日 午前10時30分			
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員  出席 10名 欠席 1名  (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別		
	1番	杉山 照枝	○		
	2番	二宮 慶晃	△		
	3番	磯崎 加代子	○		
	4番	細谷 晋之	○		
	5番	三尋木 重夫	○		
	6番	高杉 光男	○		
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○		
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○		
	推進委員 岸地区	田淵 康男	○		
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○		
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○		
	会議録署名委員		4番	細谷 晋之	5番 三尋木 重夫
	出席した事務局	事務局長	事務局員	瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり				
会議経過	別紙のとおり				

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 議案第19号農地法第4条1項の規定による許可申請に対する意見について事務局から説明願います。

事務局 : 議案19号農地法4条1項の規定による許可申請について説明します。申請地は■■■■の■■■㎡のうち■■■㎡です。申請者■■■■です。転用目的は貸し駐車場として貸し出しするためです。

2ページが申請書です。工事期間は許可後から2週間です。

3ページが全部事項証明書です。4、5ページが位置図と拡大図です。■■■■

■■■の周辺に対象地があります。

6ページが公図です。7ページが平面計画図兼写真方向図です。駐車スペースを9台分設置する計画です。雨水は地面浸透で処理し、表面は砕石を敷きます。また出入口として4m四方の出入り口を設置します。

8ページから11ページが田淵推進委員に現地確認していただいた時の写真です。柑橘類が植えられていましたが、管理はされていない様子でした。今回の残地につきましては、草刈り等の管理のみすると聞いています。以上です。

議長 : 現地を確認した田淵推進委員から何かありますか。

田淵推進委員 : 事務局の説明したとおりです。

議長 : 何か質問はありますか。

三尋木委員 : 法面には手をいれるのか。

事務局 : 特に手はいれません。

三尋木委員 : わかりました。最近は草刈りを行わなくなり、通行の支障になっているので草刈りを定期的にするように声を掛けてください。

事務局 : わかりました。業者をとおして伝えます。

瀬戸推進委員 : 通行量は多いですか。

三尋木委員 : 児童や生徒の通学路になっているため、子どもも多く通行します。

瀬戸推進委員 : 電柱は移動させるのか。

事務局 : 東京電力と相談して移設すると聞いています。

議長 : 田淵推進委員の立っている箇所は、傾斜地のように見えるが申請者の土地か。崩れないか心配になるがどうか。

三尋木委員 : 申請者の土地です。崩れないとは思いますが。

議長 : 何か意見はありますか。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第19号は承認されました。議案第20号農地法第5条1項の規定による許可申請に対する意見について事務局から説明願います

事務局 : 12ページから43ページまでの農地法5条申請につきましては、新東名高速道路の工期延長に伴う、一時転用の再申請です。12ページをご覧ください。議案20号

農地法5条1項の規定による許可申請について説明します。

申請地は■■■■■の■■■■■㎡です。貸付人は■■■■■、  
■■■■■、借受人は■■■■■です。転用目的は、土砂搬出設備装置で、  
新東名高速道路建設により発生した土砂を搬出するためです。

13 ページが申請書です。工事期間は令和8年9月27日までです。

14 ページから16 ページが全部事項証明書です。

17、18 ページが位置図と拡大図です。申請箇所は、■■■■■にあり  
ます。

19 ページが公図です。20 ページが計画平面図兼写真方向図です。21 ページが土  
砂搬出設備装置の図面です。申請箇所側から運んできた土砂をトラックに積み込み  
ます。

22、23 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。転用目的ど  
おりに使用されていることを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何か意見はありますか。

遠藤推進委員 : 目的どおり使用されており、問題ありませんでした。

議長 : 新東名高速道路関係で町民から苦情はあるのか。

事務局 : 特にありません。

議長 : 申請地側に土が出ることはないのか。

事務局 : 高速道路上の施設にトラックがとまり、直接積み込まれるので土が出ることはあ  
りません。

議長 : 何か意見はありますか。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。  
(全員) 挙手。よって議案第20号は承認されました。続きまして議案21号農地法5  
条1項の規定による許可申請について説明願います。

事務局 : 24 ページをご覧ください。議案21号農地法5条1項の規定による許可申請につ  
いて説明します。申請地は■■■■■の■■■■■㎡のうち■■■■■㎡です。  
貸付人は■■■■■氏、借受人は■■■■■です。転用目的は、土砂搬出設備  
装置で、新東名高速道路建設により発生した土砂を搬出するためです。

25 ページが申請書です。工事期間は令和8年9月27日までです。

26 ページが全部事項証明書です。

27、28 ページが位置図と拡大図です。■■■■■から■■■■■mほど北に進み右  
折すると申請箇所があります。

29 ページが公図です。30 ページが計画平面図兼写真方向図です。31 ページが土  
砂搬出設備装置の図面です。

32 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。転用目的どお  
りに使用されていることを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何か意見はありますか。

遠藤推進委員 : 目的どおり使用されており、問題ありませんでした。

議長 : 何か意見はありますか。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。  
(全員) 挙手。よって議案第21号は承認されました。続きまして議案22号農地法5

条1項の規定による許可申請について説明願います。

事務局 : 33 ページをご覧ください。議案 22 号農地法 5 条 1 項の規定による許可申請について説明します。申請地は■■■■■■■■■■の■■■■■㎡です。貸付人は■■■■■■■■■■、借受人は■■■■■■■■■■です。転用目的は、資材置場で、新東名高速道路建設時に資材置場が必要なためです。

34 ページが申請書です。工事期間は令和 8 年 9 月 27 日までです。

35、36 ページ全部事項証明書です。37、38 ページが位置図と拡大図です。地図上で安洞集会所の北側に申請箇所があります。39 ページが公図です。

40 ページが計画平面図兼写真方向図です。連結金具や足場等の置場として予定しています。

41 ページから 43 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。現在、周辺が新東名高速道路の工事用地として使われており、以上です。

議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何か意見はありますか。

遠藤推進委員 : 以前見た時よりも状況は変わっていましたが、特に問題ありません。

議長 : 工事が終了した後は、地権者は農地として使うのか。

事務局 : 傾斜がある場所なので耕作するには厳しいと思います。

議長 : すぐに非農地証明等農地以外にはすること方法はないのか。

事務局 : 10 年以上経過していない時に非農地証明を発行することは出来ないのも難しいと思います。

議長 : 何かいい方法があればいいですね。特に意見がなければ、承認の方は挙手をお願いします。(全員) 挙手。よって議案第 22 号は承認されました。続きまして非農地証明について説明願います。

#### 4 報告

事務局 : 44 ページをご覧ください。非農地証明について説明します。申請地は、■■■■■■■■■■の■■■■■㎡です。申請者は■■■■■■■■■■です。

45 ページが全部事項証明書です。

46、47 ページが位置図です。先ほどの■■■■■■■■■■に進んだ先に対象地があります。

48 ページが公図兼写真方向図です。49、50 ページが田淵推進委員に確認していただいた時の写真です。ご覧のとおり、タイルやコンクリートが敷かれていることを確認しました。土地の経過としては、1960 年代から 1990 年前半まで農地として利用していたようです。申請地のとなり、■■■■■■■■■■については、■■■■■■■■■■に農地法 5 条許可を受け、自己住宅として転用、その後■■■■■■■■■■に再度農地法 5 条許可を受け賃貸借権を設定しました。

今回の申請地の■■■■■■■■■■については、1993 年頃より先ほど説明した住宅用駐車場として利用していました。今回、住宅と駐車場を売却する際に、申請地が農地であることに気付き、地目変更を目的に申請がありました。

- 議長 : 現地を確認した、田淵推進委員から何かありますか。
- 田淵推進委員 : 事務局の説明どおりです。
- 議長 : 何か意見等がありますか。
- 三尋木委員 : こちらの場所のみ農地転用しなかったのか。
- 事務局 : 周辺の農地転用の状況を調べたところ、周りの4軒につきましては農地転用していましたが、こちらの駐車場のみ農地転用を行っていませんでした。
- 議長 : 家を建てる時に、町では建築確認は行わないのか。
- 事務局 : 建築確認は、県の土木事務所や民間会社が行っています。地目が農地でしたら基本的に出来ないようになってきていると思うが、こちらからは確認が出来ない状況。非農地になった時に指摘していないと言われぬように日々農地パトロールを行う必要があります。
- 杉山委員 : 個人が購入するのか、それとも業者か。
- 事務局 : 個人が購入する予定となっています。
- 杉山委員 : 個人で購入するなら、非農地証明ではなく農地として使ってもらえればいいのか。
- 事務局 : 今後、農地法3条で2,000㎡ほど農地を取得予定のため厳しいと思います。また農地に復旧するために多額の費用がかかることや、駐車場として利用したい意向です。
- 三尋木委員 : 課税は雑種地か。
- 事務局 : はい。雑種地です。
- 議長 : 土木事務所等から農地かどうかの問い合わせはあるのか。
- 事務局 : 問い合わせはありません。
- 議長 : 特に意見がなければ、引き継ぎ農業者経営を行っている旨の証明について説明願います。
- 事務局 : 51 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明書について説明します。申請者は、XXXXXXXXXXです。対象地は、XXXXXXXXXXのXXXXXX㎡です。XXXXXXXXXXは旧制度の納税猶予対象者のため、XXXXXXXXXXまで農業経営を継続する必要があります。
- 53、54 ページが位置図と拡大図です。XXXXXXXXXXに進むと対象地があります。55 ページが公図兼写真方向図です。
- 56 ページから 58 ページが遠藤推進委員に確認していただいた時の写真です。梅、イチジク、キウイ、柑橘類の栽培を確認しました。草刈り等が適正にされていることを確認しました。以上です。
- 議長 : 現地を確認した遠藤推進委員から何か意見はありますか。
- 遠藤推進委員 : よく農作業をしており問題ないことと思われます。
- 議長 : 何か意見等がありますか。
- 杉本推進委員 : 販売等はしているのか。
- 遠藤推進委員 : 直売所や業者に販売しているそうです。
- 議長 : その他何か意見はありますか。

5 その他

事務局

:

議長

: その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は11月27日9時30分からということよろしいでしょうか。

全員

: 異議なし。

議長

: では次回総会は、当日程ということよろしくお願ひします。

5 閉会

議長

: これで山北町農業委員会総会を閉会します。(10:30)